

平成29年度第1回地域福祉計画推進委員会会議録

- 1 開催日時 平成29年8月7日（月）午後14時00分から午後16時30分
- 2 開催場所 印西市役所農業委員会会議室
- 3 出席者 堀川定士委員、嶋田孝雄委員、松山毅委員、三島木和香子委員、吉野康夫委員、豊田文子委員、松藤和子委員、渡邊和子委員、岩本清委員、大和雅子委員、小松光美委員、瀧田昭造委員
- 4 欠席者 橋詰昌委員、山下順三委員
- 5 事務局 伊藤社会福祉課長、高橋主幹、木村主査
- 6 傍聴人 3人
- 7 議事 (1) 社会福祉法人の地域公益事業について
(2) 第2次印西市地域福祉計画の評価について
(3) 第3次印西市地域福祉計画の概要について
(4) 第3次印西市地域福祉計画の進行管理について
(5) その他
- 8 議事録 (要点筆記)

【委嘱状交付及び市長あいさつ】

【委員及び事務局の紹介】

【委員長及び副委員長の選出】

委員長及び副委員長の選出については、学識経験者の松山委員に委員長を、地域福祉活動という観点で、印西市社会福祉協議会の事務局長である橋詰委員に副委員長に選任された。

議事の進行については、印西市地域福祉計画推進委員会設置要綱規定に基づき松山委員長が議長となる。

【議事録署名人の指名】

議事録署名人に吉野委員と渡邊委員を指名。

- (1) 社会福祉法人の地域公益事業について、事務局から説明

【事務局説明】

【委員からの意見、質問】

- 委員 社会福祉充実計画の策定の流れの2番目までは、もう法人から上がっているということか。

事務局 29年度、すでに2法人から社会福祉充実計画が上がっております。いずれも社会福祉充実残額を第1順位の社会福祉事業に活用する計画となっておりますので、地域協議会の開催はいたしません。そのうち1件はすでに担当課において認可しております。

委員 地域公益事業とはどんなことをいうのか。

事務局 地域公益事業は日常生活または、社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料または低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものと定義されています。

たとえば体が不自由でごみ出しに行けない、買い物に行けないとか、そういったちよとした用を足してあげるとか、これは地域公益事業でございますから区域としては市内限定になるわけですが、そういったことが考えられると思います。

議長 実際に施設が持っている送迎車なんかを日中あいているときに、買い物に行けない方に施設が負担して運転手つきで車を貸し出す、地域貢献事業

実際地域で今、子どもの貧困問題など、こども食堂そういった活動に資金を提供するなど地域の課題に応じて社会福祉法人が行う、地域公益事業

ただ、今年度2法人については、資金の使い道が地域公益事業でないため、協議会を開催する必要がないということです。

委員 地域の公益事業を行う場合は、地域協議会は地域協議会で言及とあるが、地域公益事業を行わない場合、地域協議会は開かれないということか。

事務局 社会福祉事業に全額充当で、地域公益事業を行わない場合は、地域協議会は開催しません。

委員 社会福祉事業と地域公益事業両方の場合はあるのか。

事務局 本業の社会福祉事業で十分にお金が回っていて、施設設備などもなく、あたらしく、地域公益事業にお金を回して地域に還元したいという計画を作る場合には、無駄にならないよう地域協議会にお諮りするということです。実際に必要となったときには要請があります。こういった法律がありますので皆さんのご意見を伺うというものです。

委員 資料1の算定のところで、評議会、どの時点で決定となるか。

事務局 計画の決定は、市が認可したところとなりますので、6月30日以降ということになります。その後、標準的には約5カ年の計画です。途中進行が変われば変更などしていくこととなります。

委員 期間は5カ年か。

事務局 基本的には、5カ年計画ですが、途中2年くらいで使ってしまうということであれば、そのあとは、変更になります。

委員 この制度ができる前から社会福祉法人では地域会議とか円卓会議があると思うが。
委員 円卓は社協が中心となるもので、動いていない。

委員 私たちはNPO法人だから連携しているけど、できるだけ市民のために、認知症の講座を無料で、家族などに知ってもらおうとか、劇団を作って学校などに遠征に行っ

てますけど、夏休みには子供会などを招待して、高齢者との交流会などもやっている。公的な話ではなく、まずは、地域住民とか民生委員さんに声がかからないか。

委員 地域の施設の方たちと情報交換することはすごく大事なことと思うが、今のところはな。

委員 昔から非公式に施設との話はしているが、公式にメンバー集めては行っていない。

委員 もう認可してやるっていうので、まだ公表はされてないということか。

事務局 計画自体は本年度からあるが、公表は社会福祉法人のホームページ等で公表することになっているため、まだ把握ができていないです。

委員 高齢者の買い物支援を実施したいと思っても、無料であっても生命を預かるので事故等考えると実行に移すのが難しい。

議長 法人によっては、地域公益事業として実施してるところはたくさんあり、今回の案件は社会福祉法人改革のなかで、社会福祉充実残額が出た場合それをどう使うかで本体事業に使った残りを、地域貢献事業、地域事業に使う場合には、当然使い道の計画がなければならない、そのときに地域協議会を立ち上げてご意見をいただくもの。

法人で残額が出て、計画や考えを出した場合に、それについて我々としてはどういう風に使ったら良いか、意見を言うことができる。その時には推進委員会が協議会として機能するということです。

委員 社会福祉法人の地域公益事業は実際あったのか。実績は？

事務局 この制度に規定されている社会福祉充実計画というのは、この4月から出てくる話で、まだ印西市では実績がない状況。今後、計画が提出された場合には、皆さんの経験からご意見を頂きたいと考えています。

これは平成29年4月から法律が改正され始まった事業で、例えば公共性の高い一事業所の社会福祉協議会は会計年度を4月1日から翌年の3月31日までの1年間を会計基準としているが、市に6月30日までに決算書を提出しなければならない。その間で社会福祉協議会が黒字になり、その社会福祉充実残額で地域公益事業を行うとなった時に、社会福祉協議会の立てた事業計画の内容について、みなさんに意見を出してもらおうということ。

委員 出来上がった内容を精査するということか。

事務局 提出された事業計画に対し意見を聞くお役目をお願いしたいということ。

委員 そのような部分に使うが、良いかとお伺いを立てることか。

委員 こういう風にしたら良いのではないかとか。

委員 施設に地域貢献をしてということ？

事務局 社会福祉法人は経営が良く使えるお金があるにもかかわらず内部留保を活用しないことへの批判から、もっと地域のために使えないのかというのが主旨です。

委員 協議会自体は意見を申し上げるだけで最終決定はそれぞれの社会福祉法人が決めることなので、難しく考えずそういう案件が出てきたらみんなで意見を言うことが出来るということで良いのでは。

委員 認可を出すのは市か？
事務局 最終的には、市に提出して市が了解を出す、そもそも社会福祉法人だけではなくて地域の意見を聞きなさいということで、印西市に関しては、地域福祉計画推進委員会が地域協議会を担うと決めている。他市町村は必ずしもそうではない。地域協議会の代表者はその市ごとによっても考え方が違うため、印西市に関してはその委員会が地域協議会を兼ねる形です。

委員 これは地域福祉計画推進委員会設置要綱第2条の4号にある所掌事項か。

事務局 はい。

委員 地域協議会だけをやるために推進委員会を開くことはあるのか？

事務局 可能性としてはあります。

事務局 恐らく時期的には4月、5月に推進委員会、事業評価などが出てくるのが5月、6月、4月の段階で推進委員会と一緒にやるというのは時期的に難しく、今後このようなことが起きた場合には地域公益事業のために推進委員会をやるということも有り得ることであり、招集がかかることもあるかと思えます。

(2) 第2次印西市地域福祉計画の評価について、事務局から説明

【事務局説明】

【委員からの意見、質問】

委員 策定委員会でABCDではない方法の意見があったと思うが。

事務局 今回は今までの様式で報告しているが、三次計画の今後の推進に関しては意見を伺いながら見直しをかけていきたいと思えます。

委員 三次からか？

事務局 次に切り替えということで三次の方へ。

委員 社会福祉協議会はCが多いが、社協にはすごく厳しい評価が来ると言われるが、たたかれているような気もするが。

事務局 評価に対する温度差はあると思えます。そういう意味で社協は厳しい目でみているということであって、その評価の温度差と理解しています。

委員 AかBかCかという評価のやり方としては問題ないか？

委員 二次はこれで、三次はみんなで考えればいいこと。

議長 これは第二次計画の最終年度はどういう進捗だったのかという報告です。この報告を第三次の推進委員会にいかしていくということですが何か質問ありますか。

委員 CとかBについては、基本的に第三次の方にそのまま反省を踏まえて第三次の計画に入れるということか？

委員 新たにということではなく、第三次のほうに反映して第三次を実行するということがよろしいですか？

事務局 第二次計画と第三次計画が多少体系的にも変わってきているが、内容的には継続している事業もあり、新たに、たとえば法改正があってこれを行政としてやらないと

いけないというものは新規事業として落とし込んでいる事業もある。二次の分を表現は違っても同じように引き継いで地域福祉は地域の方、市民の方、行政とともに進めていくというのはなにも変わりはないです。

委員 三次のほうに入ってるんでその都度、二次の方に返さなくちゃいけないのかなと思ったんですけど。

事務局 それは二次を引き継いで三次計画を策定しているので、そこに新しい事業も加わっています。

事務局 27年度事業までの評価が第三次計画に反映されている。28年度事業の評価はこの計画を策定して出来上がった後に評価するので反映していない。最終年度は推進しながら策定していくということです。ただ、大きくは、評価は変わりませんので、あらかたこの評価は引き継がれていくということです。

事務局 自己評価について、各課、担当者、担当課レベルでの自己評価ですので、先ほどからご指摘がありますように、評価の仕方ということで後半のところで機能していきたいと思います。

(3) 第3次印西市地域福祉計画の概要について、事務局から説明

【事務局説明】

意見、ご質問特になし。

(4) 第3次印西市地域福祉計画の進行管理について、事務局から説明

【事務局説明】

【委員からの意見、質問】

- ・計画は作ってからの推進が重要
- ・進行管理表は一枚で4年間の計画に対するPDCAが一目でわかるものが良い
- ・ガイドライン・指標の作成が必要
- ・市民の意見（評価）を反映できる方法が必要では？⇒アンケート等の実施
- ・評価はパーセントに応じ5段階にしてはどうか
- ・まずは市民に印西市の地域福祉計画を知ってもらうことが必要
- ・市民レベルに周知していくためにどのような広報をしていくか
- ・ホームページだけでは不十分
- ・自治会への回覧をしてはどうか
- ・広報誌にコラムのような形で計画の中身を少しずつ掲載してはどうか（松山委員長）
- ・地域福祉メールを送る・WEB・ネット等を利用し、やりとりをしてはどうか
- ・防災メールのようなシステムを利用してはどうか
- ・民生委員に計画を配布
- ・市民アンケートなど意見をもらうばかりでなく、アンケートに対する発表が必要

- ・地域福祉計画ホームページの閲覧数かどうか
- ・ボランティアにも報酬があったほうがなり手・やりがいもあるのでは

議 長 その他 特に意見がないようでしたら、次に（５）その他ですが、委員の皆さまから何かございましたらお願いします。
 ないようですので議事の方は終了いたします。進行を事務局にお返しします。
 本日は委員の皆さまから貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

事務局 それでは7のその他に入ります。
 本日ご意見シートを配布させていただきました。
 第三次印西市地域福祉計画期間の平成29年から平成32年度までの4年間で、進行管理をどのように行っていくことが良いと思われるか、ご意見を頂きたいと思しますので、ご意見をシートに記載し事務局へご提出くださいますようお願いいたします。